

# 昭和56(1981)年、「特例」市の構想

## 1. 「特例」市構想の基本

---

「特例」市構想の基本は、①特別区を普通地方公共団体としての市に改める、②特別区を市に改めたうえ、一般の市と異なった行財政上の「特例」を設ける。

## 2. 「特例」市の事務権能

---

事務の範囲は、「特例」市が一般の市が行う事務のほか、府県の事務のうち住民生活に深いかかわりがあり「特例」市が処理する方がより適正な事務とする。一方、一般の市が行う事務でも「特例」市に分割することが技術的に困難な事務、広域自治体の都が一元的に行う方が都市構造の面や効率性からみてより効果を生むような事務(一般廃棄物の収集・運搬以外の清掃、上下水道、消防・救急)は東京都が処理する。

## 3. 「特例」市の財政制度

---

財政制度は、「特例」市と東京都の財政関係は税源配分により分離し、都区間の財政調整は不要とする。「特例」市相互間の水平的な財政調整は、「特例」市が自らの責任と判断によって実施する。「特例」市相互間の自主的な財政調整を実施する機関として、「公的組織」を新設する。地方交付税は「特例」市交付金制度(仮想)の創設を提案した。